



投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2019.10.22

ニッセイ高金利国債券ファンド 愛称:スリー・ポイント

追加型投信／海外／債券



本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行います]

ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第369号

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行います]

三菱UFJ信託銀行株式会社

お問い合わせ ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター **0120-762-506**

(午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

●委託会社の情報 (2019年7月末現在)

| | |
|--------------------------|--------------------------------------|
| 委託会社名 ニッセイアセットマネジメント株式会社 | 資本金 100億円 |
| 設立年月日 1995年4月4日 | 運用する 投資信託財産の 8兆5,641億円 合計純資産総額 |

●商品分類等

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|-------------|------------|-----------------------|------------------------------------|--------------|-----------------|---------------|-----------|
| 単位型・ 追加型 | 投資対象 地域 | 投資対象 資産 (収益の源泉) | 投資対象 資産 | 決算頻度 | 投資対象 地域 | 投資形態 | 為替 ヘッジ |
| 追加型 | 海外 | 債券 | その他資産 (投資信託証券 (債券(公債・高格付債))) | 年12回 (毎月) | グローバル (日本除く) | ファミリー ファンド | なし |

・属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、為替変動リスクに対する対応でのヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会ホームページ

<https://www.toushin.or.jp/>にてご確認いただけます。

- 本書により行う「ニッセイ高金利国債券ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年10月21日に関東財務局長に提出しており、2019年10月22日にその届出の効力が生じております。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に際しては、事前に受益者(既にファンドをお持ちの投資者)の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
- 基準価額(便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます)については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊(ファンド掲載名:3ポイント)および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

「ニッセイ高金利国債券マザーファンド」を通じて、信用力が高く、相対的に高金利の先進国の国債等に実質的に投資することにより、安定した配当等収益の確保および信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ファンドの特色

① 信用力が高い先進国の国債などに分散投資します。

- FTSE世界国債インデックス^{*1}(除く日本)に採用されているAA格相当以上^{*2}の格付が付与された先進国の国債などを主な投資対象とします。

※1 FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

※2 自国通貨建長期債務格付です。

〈債券の格付について〉

| Moody's | | S&P | |
|---------|------|-----|------|
| Aaa | | AAA | |
| Aa | Aa1 | AA | AA+ |
| | Aa2 | | AA |
| | Aa3 | | AA- |
| A | A1 | A | A+ |
| | A2 | | A |
| | A3 | | A- |
| Baa | Baa1 | BBB | BBB+ |
| | Baa2 | | BBB |
| | Baa3 | | BBB- |
| Ba | Ba1 | BB | BB+ |
| | Ba2 | | BB |
| | Ba3 | | BB- |
| B | B1 | B | B+ |
| | B2 | | B |
| | B3 | | B- |
| Caa | Caa1 | CCC | CCC+ |
| | Caa2 | | CCC |
| | Caa3 | | CCC- |
| Ca | | CC | |
| C | | C | |

〈主要投資対象国の国債の格付〉

2019年7月末現在

| 国名 | Moody's | S&P |
|---------|---------|-----|
| アメリカ | Aaa | AA+ |
| イギリス | Aa2 | AA |
| オーストラリア | Aaa | AAA |
| オーストリア | Aa1 | AA+ |
| オランダ | Aaa | AAA |
| カナダ | Aaa | AAA |
| シンガポール | Aaa | AAA |
| スイス | Aaa | AAA |
| スウェーデン | Aaa | AAA |
| デンマーク | Aaa | AAA |
| ドイツ | Aaa | AAA |
| ノルウェー | Aaa | AAA |
| フィンランド | Aa1 | AA+ |
| フランス | Aa2 | AA |
| ベルギー | Aa3 | AA |
| (ご参考)日本 | A1 | A+ |

出所) Moody's、S&Pのデータを基にニッセイアセットマネジメント作成

・自国通貨建長期債務格付です。

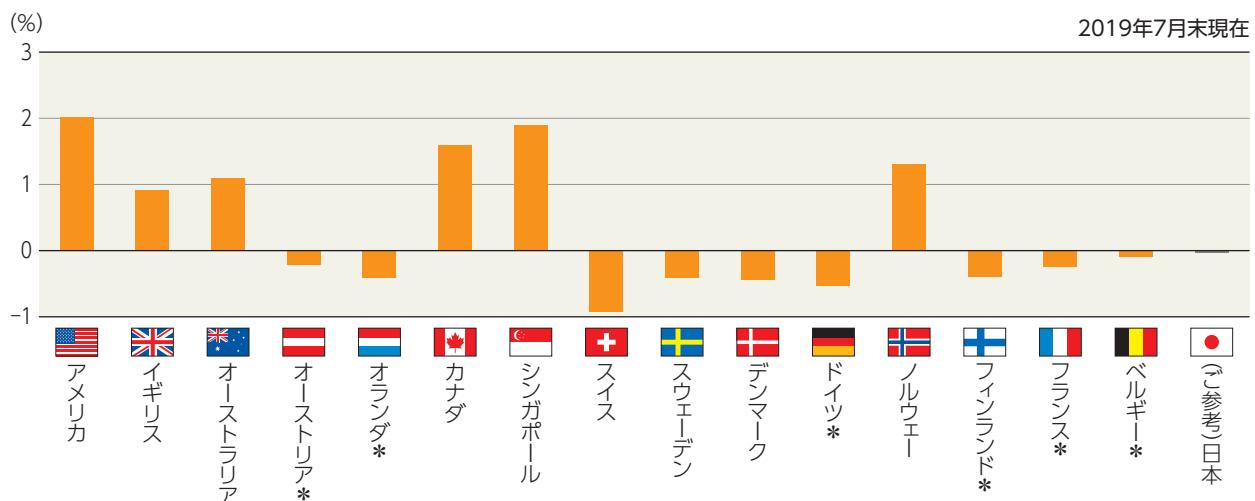
! 格付は今後変更されることがあり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

1. ファンドの目的・特色

② 相対的に金利水準が高い3カ国程度の国債などに投資を行います。

- 主として、FTSE世界国債インデックス(除く日本)に採用されている国の中、相対的に金利水準が高い3カ国程度の国債などに投資を行い、インカム・ゲインを中心とした収益の確保をめざします。
- 組入国および組入比率は、流動性、信用力、金利の方向性等を基に総合的に判断して決定します。
 - ・当ファンドの投資対象国には、ユーロ採用国が複数含まれています。組入国の決定に際しては、通貨配分も勘案いたします。

〈主要投資対象国の金利水準(最終利回り)〉



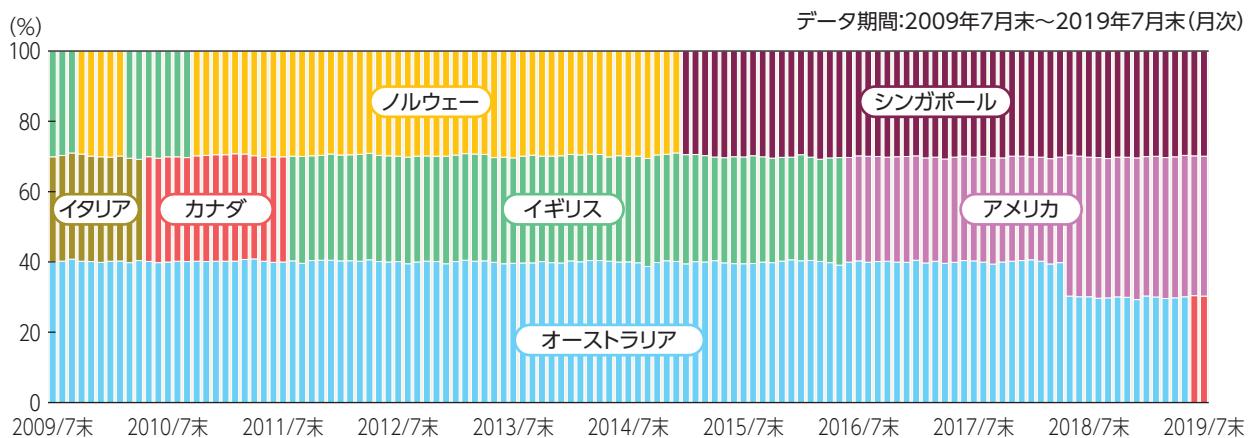
出所)FTSE Fixed Income LLCのデータを基にニッセイアセットマネジメント作成 *はユーロ採用国

・上記はFTSE世界国債インデックスの各国インデックスの最終利回りです。実際のファンドに組入れられている債券の利回りではありません。

! 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

- 金利水準の高い国が入替わった場合には、組入国の入替えを行い、常に相対的に金利水準が高い国への投資配分を高位に保つことをめざします。
- ただし、流動性、信用力、金利の方向性等を基に総合的に判断したうえで最終的な組入国の決定を行います。

〈組入国の変遷(構成比)〉



・上記はマザーファンドの組入債券評価額比の推移を示したものです。

! 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

③毎月の分配をめざします。

- 各月22日(年12回、休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則毎月分配を行うことをめざします。
- 配当等収益および売買益等の全額を分配原資とします。



! 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよび水準について、示唆、保証するものではありません。

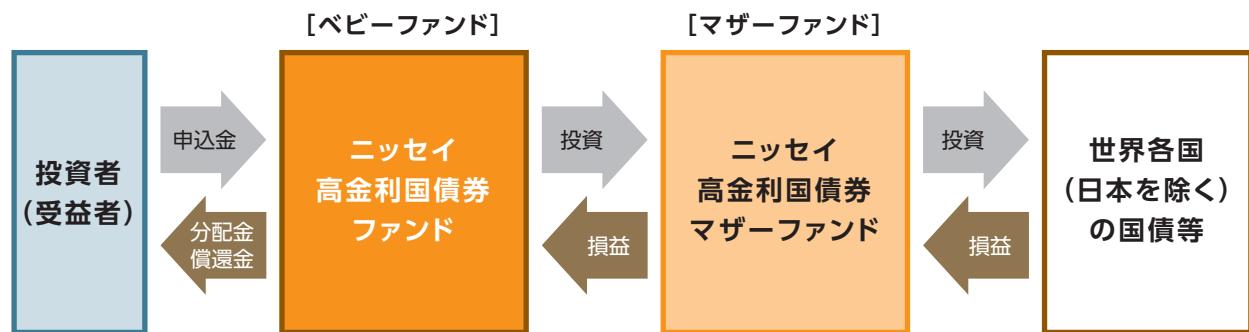
④原則として、為替ヘッジ※は行いません。

※為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

! 為替相場の状況によって、基準価額および収益分配金の額が変動します。

● ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



! マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

● 主な投資制限

| | |
|---------|----------------------------------------------------|
| 株式 | 株式等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 |
| 同一銘柄の株式 | 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 |
| 投資信託証券 | 投資信託証券(マザーファンドは除きます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 |
| 外貨建資産 | 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 |

● 収益分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 原則として配当等収益等を中心に分配を行うことをめざしますが、売買益(評価益を含みます)が発生した場合には、配当等収益に売買益等を加えた額から分配を行うこともあります。
- 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

! 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



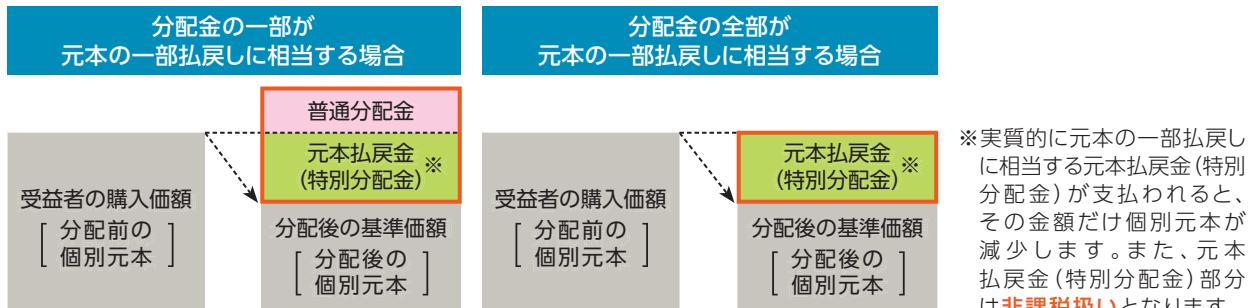
- 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益(①および②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてるることができます。

収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

! 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



普通分配金:個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本戻し金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本戻し金(特別分配金)の額だけ減少します。

- 普通分配金に対する課税については、後記「4.手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンド(マザーファンドを含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

● 主な変動要因

| | | |
|------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 債券投資 リス | 金利変動 リス | 金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それとともに債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。 |
| | 信 用 リス | 債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。 |
| 為替変動リスク | | 原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。 |
| 流動性リスク | | 市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。 |

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

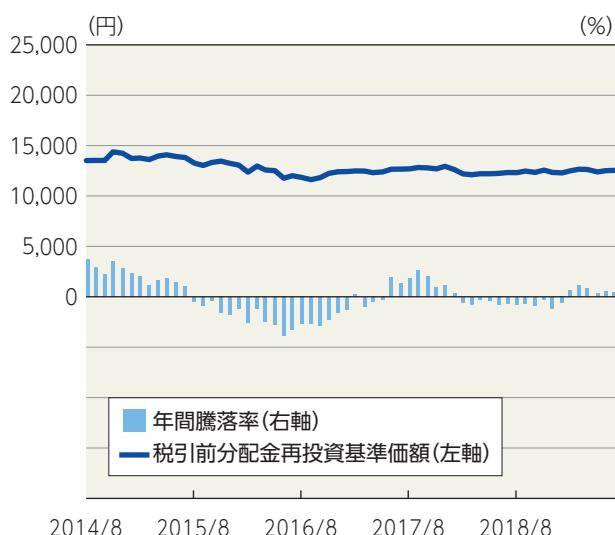
- ファンドは組入対象国を3ヵ国程度に抑えた運用を行うため、各組入対象国の債券の変動がファンドの基準価額へ与える影響は、投資対象国の多いファンドに比べて大きくなります。
- ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

リスクの管理体制

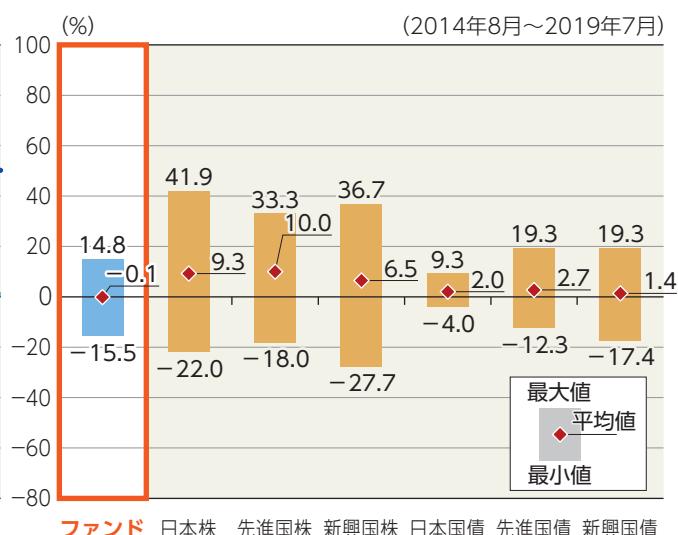
運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的に開催される会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

! 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX(東証株価指数)の商標または標章に関するすべての権利は東証が有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

3. 運用実績

2019年7月末現在

● 基準価額・純資産の推移



・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

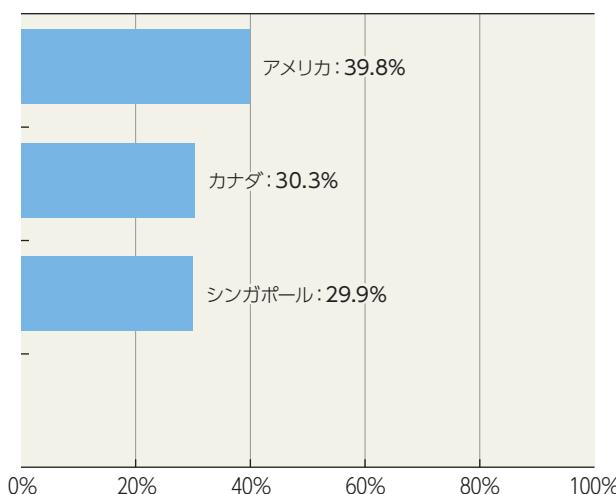
| | |
|------|--------|
| 基準価額 | 6,251円 |
| 純資産額 | 284億円 |

● 分配の推移 1万口当り(税引前)

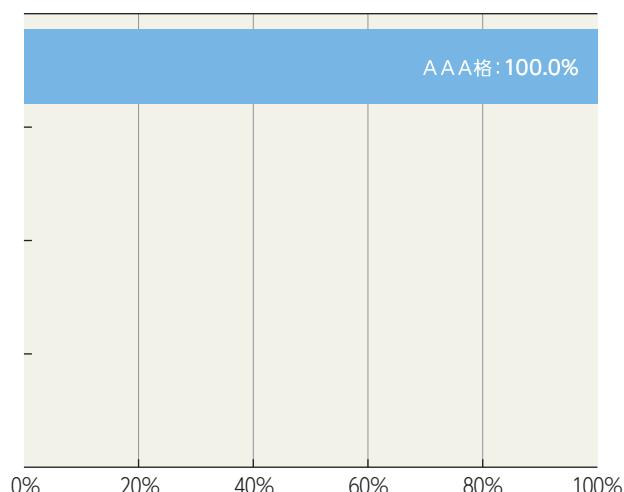
| | |
|----------|--------|
| 2019年 3月 | 25円 |
| 2019年 4月 | 25円 |
| 2019年 5月 | 25円 |
| 2019年 6月 | 15円 |
| 2019年 7月 | 15円 |
| 直近1年間累計 | 280円 |
| 設定来累計 | 5,470円 |

● 主要な資産の状況(マザーファンド)

国・地域別比率



格付分布【平均格付:AAA】



・上記グラフはすべて対組入債券評価額比です。

・国・地域はニッセイアセットマネジメントの分類によるものです。

・格付は、S&P、Moody'sのうち、上位の格付を採用しております。また、平均格付とは、上記作成基準日時点でのマザーファンドが保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、当ファンドの信用格付ではありません。

! ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

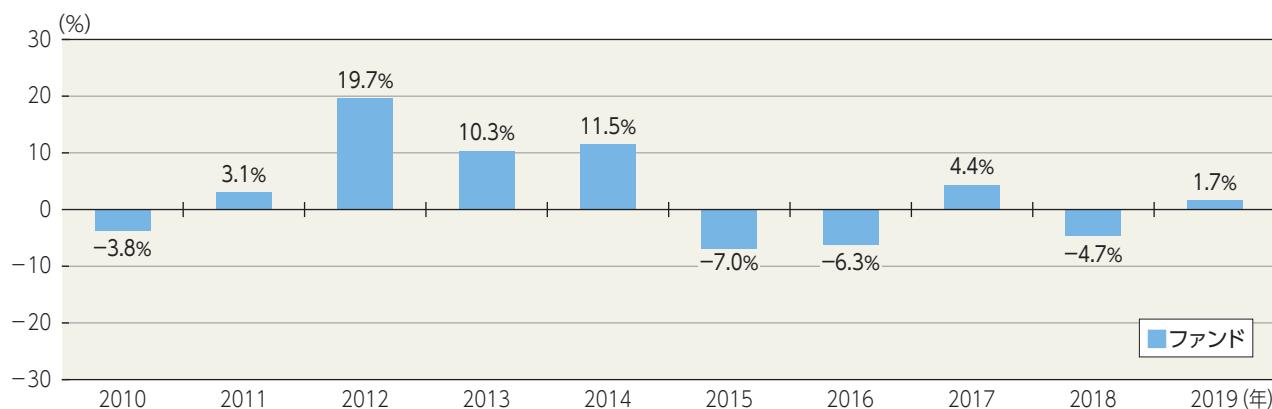
●組入上位銘柄(マザーファンド)

| | 銘柄 | 国・地域 | 償還日 | クーポン | 比率 |
|----|----------|--------|------------|--------|------|
| 1 | シンガポール国債 | シンガポール | 2027/03/01 | 3.500% | 9.0% |
| 2 | シンガポール国債 | シンガポール | 2033/09/01 | 3.375% | 8.8% |
| 3 | カナダ国債 | カナダ | 2027/06/01 | 8.000% | 8.4% |
| 4 | カナダ国債 | カナダ | 2021/06/01 | 3.250% | 8.0% |
| 5 | アメリカ国債 | アメリカ | 2021/11/15 | 8.000% | 7.7% |
| 6 | カナダ国債 | カナダ | 2033/06/01 | 5.750% | 7.3% |
| 7 | アメリカ国債 | アメリカ | 2023/08/15 | 6.250% | 6.5% |
| 8 | シンガポール国債 | シンガポール | 2022/09/01 | 3.125% | 6.5% |
| 9 | アメリカ国債 | アメリカ | 2041/02/15 | 4.750% | 6.3% |
| 10 | アメリカ国債 | アメリカ | 2020/08/15 | 8.750% | 6.1% |

・比率は対組入債券評価額比です。

・国・地域はニッセイアセットマネジメントの分類によるものです。

●年間收益率の推移



・ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンド收益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

・2019年は年始から上記作成基準日までの收益率です。

! ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

4.手続・手数料等

お申込みメモ

| | | |
|--------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時 | 購入単位 | 各販売会社が定める単位とします。 |
| | 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ●収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。 |
| | 購入代金 | 各販売会社が定める日までに、各販売会社にお支払いください。 |
| 換金時 | 換金単位 | 1口単位あるいは1万口単位(販売会社によって異なります) |
| | 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| | 換金代金 | 換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。 |
| 申込について | 申込締切時間 | 原則として毎営業日の午後3時までに販売会社の手続きが完了したものと 当日受付分とします。 |
| | 申込不可日 | ニューヨークまたはロンドンの銀行等の休業日と同日の場合は、購入・換金の申 込みの受け付けを行いません。 |
| | 購入の申込期間 | 2019年10月22日(火)～2020年4月22日(水) ●期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| | 換金制限 | ありません。 |
| | 購入・換金申込受付の中止 および取消し | 証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受け付けを中止することがあります。また、購入の場合は、既に受け付けた申込みの受け付けを取消すこともあります。 |
| 決算・分配 | 決算日 | 毎月22日(該当日が休業日の場合は翌営業日) |
| | 収益分配 | 年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。 分配金受取コース:税金を差引いた後、原則として決算日から起算して 5営業日目までにお支払いします。 分配金再投資コース:税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。 ●販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。 |
| | 信託期間 | 無期限(設定日:2006年7月21日) |
| その他 | 繰上償還 | 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることができます。 |
| | 信託金の限度額 | 1兆円とします。 |
| | 公告 | 電子公告により行い、委託会社のホームページ(https://www.nam.co.jp/)に掲載します。 |
| | 運用報告書 | 委託会社は1・7月の決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社から受益者へお届けします。 |
| | 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 |

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|-------|-------------------------|------|-------|----------------------------------|------|-------|---------------------------------------------------------|------|-------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 購入時 | 購入時手数料 | <p>購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.2%(税抜2.0%)を上限として販売会社が 独自に定める率をかけた額とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●料率は変更となる場合があります。 詳しくは販売会社にお問合せください。 | <p>▶ 購入時手数料:購入時の商品・ 投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務 手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 換金時 | 信託財産留保額 | ありません。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 毎日 | 運用管理費用 (信託報酬) | <p>ファンドの純資産総額に年率1.21%(税抜 1.1%)をかけた額とし、ファンドからご負担い ただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>支払先</th><th>年率</th><th>役務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">信託報酬率 (年率・税抜) の配分</td><td>委託会社</td><td>0.45%</td><td>ファンドの運用、法定書類等の 作成、基準価額の算出等の対価</td></tr> <tr> <td>販売会社</td><td>0.60%</td><td>購入後の情報提供、運用報告書 等各種書類の送付、口座内での ファンドの管理および事務手続き等の対価</td></tr> <tr> <td>受託会社</td><td>0.05%</td><td>ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 の対価</td></tr> </tbody> </table> <p>・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。</p> | | 支払先 | 年率 | 役務の内容 | 信託報酬率 (年率・税抜) の配分 | 委託会社 | 0.45% | ファンドの運用、法定書類等の 作成、基準価額の算出等の対価 | 販売会社 | 0.60% | 購入後の情報提供、運用報告書 等各種書類の送付、口座内での ファンドの管理および事務手続き等の対価 | 受託会社 | 0.05% | ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 の対価 | <p>▶ 運用管理費用(信託報酬) =保有期間中の日々の純資産総額 ×信託報酬率(年率)</p> |
| | 支払先 | 年率 | 役務の内容 | | | | | | | | | | | | | | |
| 信託報酬率 (年率・税抜) の配分 | 委託会社 | 0.45% | ファンドの運用、法定書類等の 作成、基準価額の算出等の対価 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 販売会社 | 0.60% | 購入後の情報提供、運用報告書 等各種書類の送付、口座内での ファンドの管理および事務手続き等の対価 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 受託会社 | 0.05% | ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 の対価 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 監査費用 | <p>ファンドの純資産総額に年率0.011%(税抜 0.01%)をかけた額を上限とし、ファンドから ご負担いただきます。</p> | <p>▶ 監査費用:公募投資信託は、外部 の監査法人等によるファンドの 会計監査が義務付けられている ため、当該監査にかかる監査法 人等に支払う費用</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 随時 | その他の費用・ 手数料 | <p>組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の 諸費用および借入金の利息等はファンドから ご負担いただきます。これらの費用は運用状況 等により変動するため、事前に料率・上限額等 を記載することはできません。</p> | <p>▶ 売買委託手数料:有価証券等の 売買・取引の際に仲介人に支払う 手数料</p> <p>▶ 信託事務の諸費用:信託財産に 関する租税、信託事務の処理に 要する諸費用</p> <p>▶ 借入金の利息:受託会社等から 一時的に資金を借入れた場合 (立替金も含む)に発生する利息</p> | | | | | | | | | | | | | | |

! 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

4.手続・手数料等

●税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 分配時 | | 換金(解約)時および償還時 | |
|-------------------|-------------------------------|-------------------|---------------------------------------------------|
| 所得税 および 地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% | 所得税 および 地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益 (譲渡益)に対して20.315% |

- ・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ・2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記の表における税金と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・確定拠出年金法に基づく運用として購入する加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、また少額投資非課税制度および外国税額控除の適用対象外です。
- ・上記は2019年7月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Memo



 ふくろう教授の投資信託説明書(交付目論見書)
かんたんガイド
https://www.nam.co.jp/news/ipdf/mokuromi_guide.pdf



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。